

公益財団法人静岡県国際交流協会職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会職員就業規程（以下「就業規程」という。）第28条の規定による職員の退職手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、職員が勤続1年以上で退職した場合に、その者（死亡による場合はその遺族）に支給する。

2 退職手当は、請求があった日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(普通退職の場合の退職手当)

第3条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、第6条に規定するその者の退職基準額に別表1の勤務年数に応じて定められた支給率を乗じて得た基本額に第6条の2に規定により計算した調整額を加えた額とする。

(特別退職の場合の退職手当)

第4条 組織の改廃、定員の削減その他公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「協会」という。）の都合により、その者の非違によることなく退職した者であって会長の承認を得たもの及び業務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の額は、会長が決定する。

(勤続期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定による勤続期間のうち就業規程第22条第2項の規定による休職及び就業規程第23条の規定による停職があったときは、その月数を前項の規定により計算した勤続期間から除算する。

3 前2項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職基準額)

第6条 退職手当の算定の基礎となる退職基準額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員が休職、停職、減給その他の事由により、その給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額）とする。

第6条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、別表2に掲げる職員の区分に応じて、その額が多いものから60月分の調整額を合計した額とする。

(退職手当の支給制限)

第7条 第3条の規定による退職手当は、就業規程第23条の規定による免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者及び静岡県から退職手当の支給を受けた者には支給しない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当に関し必要な事項は、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年3月25日静岡県条例第2号）等に準拠して会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

退職手当支給率一覧表

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1	0.5022	11	9.2907	21	18.5927	31	35.667625
2	1.0044	12	10.2114	22	19.582347	32	36.806238
3	1.5066	13	11.1321	23	20.578168	33	37.981135
4	2.0088	14	12.0528	24	21.585184	34	39.150005
5	2.5110	15	12.9735	25	23.755316	35	40.266396
6	3.7665	16	13.90121	26	25.909126	36	41.411412
7	4.39425	17	14.81061	27	28.047493	37	42.604137
8	5.022	18	15.738006	28	30.23244	38	42.604137
9	5.64975	19	16.65766	29	32.380852	39	42.604137
10	6.2775	20	17.579616	30	34.519973	40	42.604137

(別表2)

退職手当調整額(退職前60月)

区分	調整月額	職員の区分
第1号	32,500円	次長
第2号	27,100円	課長、主幹
第3号	21,700円	主任
第4号	0円	主事